

～お知らせ&よくある質問～

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

児童手当とは？

家庭での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。

※支給には所得制限があります。

児童手当支給額 (児童1人あたりの月額)

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円
	(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
特例給付※	一律5,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合に支給。

第3子以降とは？

高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの子どもを児童とし、その中で年上の児童から数えた3番目以降の児童をいいます。

支給月

毎年6月、10月、2月の月初めに、それぞれの前月分までの4カ月分の手当をまとめて支給します。

受給者の皆さんへ

○現況届を提出してください

児童手当を受給している人へ、現況届を6月上旬に発送します。添付書類を確認の上、6月30日(水)までに必ず提出してください。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなる場合があります。

○児童手当を振り込みます

令和3年2月～5月分の児童手当と特例給付を、6月4日(金)に各受給者の申請口座へ振り込みます。

※受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、原則として申請した月の翌月分から支給しますが、誕生日等が月末の場合は、誕生日等の翌日から15日以内であれば申請月分から支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。

- 初めてお子さんが生まれたとき
- 第2子以降の出生により、お子さんが増えたとき
- ほかの市町村に住所が変わったとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 単身赴任などでお子さんと別居するとき など

よくある質問Q&A

Q1.申請時に必要なものは？

A.出生、転入などで新たに手当を請求する(受け取る)人は、次のものがが必要です。なお、児童手当の請求者は、父母ともに児童を養育している場合は所得の高い人となります。

- 請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
- 請求者本人の健康保険証
- 請求者、配偶者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

※単身赴任などで子どもと別居することになった場合は、子どもの個人番号が分かるもの

※マイナンバー制度で情報照会ができない場合は、課税証明書などの提出をお願いします。

Q2.児童手当の振込先を子ども名義の口座にすることはできますか？

A.請求者名義の口座に限ります。子どもの預金口座に支払うことはできません。

Q3.1人目と2人目の子どもで振込口座を分けることはできますか？

A.受給者名義の口座に2人分まとめての振り込みとなるため、分けることはできません。

Q4.里帰り出産をした場合は？

A.児童手当は、請求者の住所登録地で申請してください。誕生日の翌日から15日以内の申請であれば、出生月の翌月分から支給します。

Q5.出生や転入等での児童手当の申請時に健康保険証などの必要書類がそろわない場合は？

A.書類がそろわない場合でも、申請を受け付けますので、期限内に申請してください。不足する書類などは、後日提出してください。